

奈良市家庭系ごみ収集運搬業務委託仕様書

【目次】

1 業務概要及び目的・・・・・・・・・・P1	(9) 車両保管場所及び洗車場 ①車両保管場所等 ②汚水の処理
2 履行期間・・・・・・・・・・P1	(10) 車両運行管理等
3 費用分担区分・・・・・・・・・・P1	(11) 走行距離及びごみ量の参考データ
4 業務実施方法・・・・・・・・・・P1～P6	5 労務の管理等・・・・・・・・・・P7
(1) 収集区域	(1) 労働安全衛生等
(2) 作業曜日及び収集品目	(2) 各種保険への加入
(3) 作業時間等	(3) 健康診断の実施
(4) 収集経路	(4) 交通事故、労働災害等発生時の対応
(5) 収集した家庭系ごみの搬入 ① 搬入先 ② 搬入時間 ③ 搬入先への車両の事前登録	6 業務の報告・・・・・・・・・・P8
(6) 組織体制及び業務に従事する者 ① 雇用関係・従業員 ② 業務への専念 ③ 業務責任者の選任 ④ 事務所の設置等 ⑤ 運転手及び作業員 ⑥ 作業時の服装 ⑦ 従業員の交代 ⑧ その他	7 引継ぎ及び各種講習会の受講・・P8
(7) 収集運搬の方法等	8 その他の遵守事項・・・・・・・・P8～9
(8) 車両 ① 車両の仕様 ② 車両の配置等 ③ 自動車保険 ④ 業務専用車両 ⑤ 車両の貸付け ⑥ その他	9 提出書類・・・・・・・・・・P9～10
	10 協議・・・・・・・・・・P10
	別紙「奈良市家庭系ごみ収集運搬業務委託 区域（令和6年4月1日現在）」・・・・P11
	別紙「作業車の表示の規格について」・・・・P12

この仕様書は、奈良市家庭系ごみ収集運搬業務（以下「業務」という。）の履行にあたり、その適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要及び目的

奈良市が指定する区域において、家庭系ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装）、を収集・運搬し、市が指定する処理施設等に搬入することで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

なお、ごみの再資源化を推進するため、燃やせないごみの分別区分について細分化を検討しているので、業務の範囲において対応すること。

2 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

ただし、滞りなく業務が開始されるよう、契約日から令和7年3月31日までを業務研修及び引継期間とする。

3 費用分担区分

受注者は、業務の遂行に必要な経費をすべて負担し、分別区分を細分化した場合も、本契約の委託料の増額を行わない。（収集回数に変更が生じる場合や別途器具を要する場合は協議による。）

また、業務研修及び引継期間に関する委託料の支払いは行わない。

ただし、受注者の責めに帰さない理由による収集運搬車両の火災事故等で生じた費用については、発注者がこれを負担する。

4 業務実施方法

業務の実施は、以下の要領により行うものとする。

(1) 収集区域

別紙「奈良市家庭系ごみ収集運搬業務委託区域（令和6年4月1日現在）」のとおり奈良市が指定する収集区域とする。なお、家庭系ごみを収集すべき箇所（以下「収集箇所」という。）については、参考図書で示すものとする。この参考図書は令和6年4月1日現在の収集箇所を表しているため、業務開始時には新設・移動・廃止されている収集箇所があると見込まれる点についてあらかじめ承知しておくこと。将来の収集箇所の新設・移動・廃止については、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。

(2) 作業曜日及び収集品目

各収集日については、発注者から受注者へ毎年度毎に明示するものとする。

	月	火	水	木	金
午前	燃やせるごみ E・F	燃やせるごみ G・H	燃やせないごみ E・F/G・H	燃やせるごみ E・F	燃やせるごみ G・H
午後	プラスチック 製容器包装H	プラスチック 製容器包装F		プラスチック 製容器包装G	プラスチック 製容器包装E

※1 燃やせないごみについては、E及びF区域とG及びH区域をそれぞれ隔週で収集するものとする。

※2 E・F・G・H各区域の呼称及び区域割については、変更になる可能性がある。

※3 12月29日～31日については、土日を含め変則的に収集を実施する場合がある。原則、奈良市収集課の収集実施日程に合わせて実施すること。

※4 「国民の祝日に関する法律」に定める休日は、土曜・日曜・元日を除き収集日とする。

※5 分別区分については、契約期間中に見直す（細分化する）場合がある。

(3) 作業時間等

ごみの収集開始時刻は、午前7時30分からとする。なお、各ごみの種類については、以下のとおり収集作業を完了させること。

- ① 燃やせるごみの収集作業は、おおむね正午までに完了すること。
- ② プラスチック製容器包装の収集作業は、おおむね午後2時30分までに完了すること。
- ③ 燃やせないごみの収集作業は、おおむね午後2時30分までに完了すること。

(4) 収集経路

道路事情や収集効率を勘案のうえ、受注者にて決定すること。また、決定した収集経路は、速やかに発注者に報告すること。なお、決定した収集経路に変更が生じた場合も、同様に報告するものとする。

(5) 収集した家庭系ごみの搬入

① 搬入先

イ. 燃やせるごみ・燃やせないごみ

環境清美工場（奈良市左京五丁目2番地）へ搬入

ロ. プラスチック製容器包装

株式会社八葉 中間処理施設（奈良市西九条町五丁目4番3号）へ搬入

② 搬入時間

イ. 燃やせるごみ・燃やせないごみ

午前8時30分から午後4時30分まで

ロ. プラスチック製容器包装

午後0時30分から午後4時30分まで

③ 計量及び指示

搬入先では、運搬した家庭系ごみを収集品目ごとに計量した上で、担当者の指示に従い、所定の状態で所定の位置に速やかに降ろすほか、搬入先における業務の支障とならないよう留意すること。なお、発注者が搬入施設の変更を指示した場合は、発注者の指示に従うこと。

④ 搬入先への車両の事前登録

車両は、業務開始前までに環境清美工場において車種等の登録を済ませること。

(6) 組織体制及び業務に従事する者

① 雇用関係・従業員

業務に従事する者（以下「従業員」という。）は、受注者と直接の雇用関係があること。また、従業員については、事前に業務従事者名簿（契約一様式第1号）を発注者に提出すること。

② 業務への専念

従業員は業務に専念し、理由によらず従事中に他の業務を行わないこと。

③ 業務責任者の選任

業務の実施に当たり、業務責任者を1名選任し、配置すること。また、業務責任者は運転手及び作業員とは別に配置し、業務内容を十分に熟知し、発注者と連絡調整の窓口となり、ごみ収集運搬業務や車両管理等に関して適正に業務を管理できる者であること。

④ 事務所の設置等

業務に係る事務所を奈良市内に設置し、事前に事務所平面図・見取図（契約一様式第2号）を発注者に提出すること。当該事務所には業務責任者を配置し、電話機を設置した上で、業務従事時間内においては、常に発注者及び市民からの連絡がとれる体制をとっておくこと。なお、市民からの諸連絡、苦情などに対応するため、事務所と運転手及び作業員で連絡がとれる体制をとっておくこと。また、緊急の連絡に備え、事前に緊急連絡先一覧（契約一様式第3号）を発注者に提出すること。

⑤ 運転手及び作業員

業務中の車両1台当たりの乗車人員は、運転手1名及び作業員1名の2名以上とする。なお、車両1台の乗車人員のうち1名以上は業務内容、ごみの分別区分、収集区域、安全対策、作業指導等を熟知し、適正に業務を遂行できる者とし、業務の習熟と安定を確保するため、この者は頻繁に替わらないものとする。その他の運転手及び作業員についても、適正に業務を遂行できる者とする。

⑥ 作業時の服装

運転手及び作業員は、市民に不快を感じさせることのないよう、統一した服装（事業者名及び氏名を記した作業服及び作業帽子）を着用すること。なお、作業靴、ゴム手袋等の保護具を着用し、定期的に点検し、常に安全で清潔な状態を保つこと。また、使用する作業服等については、事前に作業服通知書（契約一様式4号）を発注者に提出すること。

⑦ 従業員の交代

発注者は、従業員のうち、業務の実施に当たり著しく不相当と認められる者がある場合は、発注者は受注者に対し、従業員の交代等を求めることができる。

⑧ その他

上記のほか、詳細は別途発注者の指示するところによる。

(7) 収集運搬の方法等

収集方法等の詳細については、「奈良市家庭系ごみ収集運搬業務作業手順書」に従うものとする。

(8) 車両

① 車両の仕様

イ. 収集運搬車両は、2 t 級以上の塵芥車（パッカー車）であって、受注者自身が所有又は賃借する車両（以下「作業車」という。）を使用しなければならない。作業車の選定に当たっては、収集区域の道路状況等を把握し、十分に考慮したうえで車両サイズ等を決定するものとする。また、使用する作業車については、事前に作業車調書（契約様式第 5 号）に自動車検査証の写しを添えて発注者に提出すること。なお、自動車検査証の写しについては、車検を行うごとに随時提出すること。なお、道路状況等を勘案し、4 t 級以上の車両のみでの構成は不可とする。

【参考】奈良市では業務を 2 t 級車両 4 台の構成で行うことを想定している。

ロ. 作業車の表示の仕様は別紙「作業車の表示の規格について」のとおりとし、これに係る費用は受注者の負担とする。なお、当該委託契約終了後、業務に使用した作業車の表示を速やかに原状回復することとし、これに係る費用は受注者の負担とする。また、当該車両を奈良市の委託車両と誤認しうるような状態で使用してはならない。

ハ. 作業車は、収集物が飛散及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものとする。

ニ. 車両火災の発生に備え、消火器を搭載すること。また、火災が発生した場合は、火災発生報告書（契約様式第 6 号）を発注者に提出すること。なお、本報告は、火災の内容を問わず全ての火災事例について報告すること。

ホ. 作業車には、音声や音楽を車外に放送可能な放送設備を設置すること。

② 車両の配置等

イ. 受注者は、2 t 級車両の場合、収集区域で使用する作業車を 1 日 4 台以上配置しなければならない。

ロ. 受注者は、作業車以外に緊急時に収集運搬を補助する車両（以下「予備車」という。）を使用する場合は、作業車と同等（指定表示は不要）の車両とし、事前に予備車使用通知書（契約様式第 7 号）に自動車検査証の写しを添えて発注者に提出すること。

③ 自動車保険

自動車保険（任意保険）は、次の補償以上のものに加入すること。

イ. 対人：無制限

ロ. 対物：無制限

④ 業務専用車両

業務の履行に際しては、作業車調書（契約一様式第5号）により提出した作業車を業務の専用車として使用し、当該作業車を業務以外に使用することを禁止する。

⑤ 車両の貸付け

イ. 受注者は、業務企画提案書の「作業車一覧（提案一様式第5号）」において、記載された作業車の台数が「車両人員配置計画書（提案一様式第2号）」の配置予定の作業車の台数に満たず、かつ、業務履行開始までに業務に必要な作業車を調達できない場合にのみ、発注者と「自動車賃貸借契約書（以下「賃貸借契約書」という。）」を交わし、発注者が現有する2t級パッカー車（以下「貸付車両」という。）を使用することができる。

ロ. 作業車の調達期間等を鑑み、貸付車両の貸付期限は、令和8年2月28日までとする。

ハ. 受注者は、貸付車両の貸付期間中に作業車を調達できた場合、貸付けを中止し、受注者に貸付車両を返却することができるものとする。

ニ. 貸付車両の貸付台数は、「車両人員配置計画書（提案一様式第2号）」の配置予定の作業車の台数から「作業車一覧（提案一様式第5号）」において、記載された作業車の台数を減じた台数分を貸し付けるものとする。ただし、貸付車両の貸付台数は、最大3台とする。

ホ. 受注者は、貸付車両の貸付料として賃貸借契約書頭書の金額を支払うものとする。

ヘ. 貸付車両の使用に伴う諸経費のうち車検費用（自動車重量税、自賠責保険料及び継続検査等車両の継続的使用に必要な公的検査費用を含む。）、任意保険料、修繕料（部品代含む。）、燃料費及び車両消耗品費については、すべて受注者が支払うものとする。

ト. その他、貸付車両の貸付けにかかる事項は賃貸借契約書のとおりとする。

⑥ その他

上記のほか、詳細は別途、発注者の指示するところによる。

(9) 車両保管場所及び洗車場

① 車両保管場所等

車両保管場所等は奈良市内とし、車両保管場所及び洗車場は、受注者の責任で確保のうえ事前に車両保管場所及び洗車場平面図・見取図（契約一様式第8号）を発注者に提出すること。なお、車両保管場所及び洗車場の所在地等を変更する場合も同様に提出すること。

② 汚水の処理

洗車した際の汚水等は、適正な処理を行うこと。

(10) 車両運行管理等

- ① 車両の運行にあたっては、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守するとともに、事故等を起こさないよう、また、市民等の反感を生じないように安全運転を心がけること。
- ② 車両の運転者に対し、日々の出発前点呼を行うこと。
- ③ 車両に対し、法定点検を実施するとともに、自主点検の実施に努めること。
- ④ 車両の運転者は、毎日、運転日報（契約様式第9号）を作成すること。
- ⑤ 整備・修理を必要とする車両を使用しないこと。
- ⑥ 運搬の際に収集物や汚水等が飛散しないように注意すること。
- ⑦ 業務の履行にあたり警察からの通行許可等が必要な場合は、受注者の責任によりこれを取得すること。

(11) 走行距離及びごみ量の参考データ

- ① 収集区域の走行距離に関する参考データは、以下のとおり。

・ 1日の平均走行距離（2t級車両4台の合計）

曜日	月	火	水	木	金
走行距離	470km	460km	210km	370km	390km

※1 世帯数が同数程度の収集区域において、月・火は「燃やせるごみ：3往復、プラスチック製容器包装：1往復」、水は「燃やせないごみ：2往復」、木・金は「燃やせるごみ：2往復、プラスチック製容器包装：1往復」とし、実績値より算出している。

※2 受注者の決定した収集ルートにより、実際の走行距離は変動する。

- ② 収集区域のごみ量に関するデータは、以下のとおり。

・ 年間のごみ量（令和5年度実績から算出）

品目	ごみ量
燃やせるごみ	約3,070t
燃やせないごみ	約205t
プラスチック製容器包装	約230t

※1 令和5年度のごみ量を参考に本入札の収集区域相当のごみ量に換算している。

※2 各年度の家庭からの排出により、実際のごみ量は変動する。

5 労務の管理等

(1) 労働安全衛生等

受注者は、従業員の労務管理等に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の労働関係法規を遵守すること。また、受注者及び従業員は、業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）及びその他関係法令の規定を遵守し、かつ、仕様書による発注者の指示に従わなければならない。これに基づき、自己の従業員に対する安全、交通安全及び衛生についての対策、福利厚生並びに研修等について適正に実施すること。特に、安全作業の実施に当たっては、常に事故の未然防止を心がけ、作業中は周囲の安全にも十分に留意し、従業員の過労による事故を防止するとともに、特に無免許及び酒気帯びによる運転が行われないよう留意すること。

安全運転管理者等は、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者についてアルコールチェックを実施すること。

(2) 各種保険への加入

従業員について加入が義務付けられている各種保険（健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険等）に加入させること。ただし、短期的に雇用する者を除く。

(3) 健康診断の実施

従業員について、定期的な健康診断を受診させること。

(4) 交通事故、労働災害等発生時の対応

業務に係る作業中に、交通事故、労働災害等が発生した時は、警察・消防等関係機関への連絡等、直ちに適切な措置をとるとともに、当事者と協議のうえ誠意をもって解決する等、受注者の責任において一切の処理手続を行うこと。また、当日の収集に支障をきたさないよう対策を講じること。

事故の内容及び一連の対応内容については、速やかに事故報告書<速報版>（契約一様式第10号）及び事故報告書<最終報告版>（契約一様式第11号）を発注者に提出すること。報告書は、事故発生当日に<速報版>を、相手方との示談締結後に<最終報告版>を提出するものとするが、相手方との示談交渉が長期化（概ね2ヶ月以上）することが見込まれる場合は、1ヶ月毎に示談交渉の状況を更新し報告すること。なお、本報告は、事故の内容を問わず全ての事故事例について報告すること。

労働災害の内容は、速やかに労働災害発生報告書（契約一様式第12号）を発注者に提出すること。

6 業務の報告

- (1) 月末締め業務完了報告書に収集月報（契約様式第13号）を添えて翌月5日まで（3月については、3月31日まで）に発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、発注者に業務完了報告書を提出し、適正に業務が履行されたことの確認を受け、1箇月ごとに委託料の支払いを請求するものとする。発注者は、当該請求があった日から30日以内に、当該請求に係る額を受注者に支払うものとする。

7 引継ぎ及び各種講習会の受講

- (1) 発注者は、業務開始前に、業務に従事する受注者の従業員を対象に業務体験等の引継ぎを実施する。なお、引継ぎ中に万一事故等が発生し、受注者の従業員が負傷等した場合若しくは第三者に危害を与えた場合については、受注者の責任のもとで対応するものとする。
- (2) 以下に掲げる講習会について受講に努めること。なお、受講した場合は、修了証等の写しを提出すること。
 - ① 一般廃棄物実務管理者講習（一般財団法人日本環境衛生センター）
 - ② 安全運転管理者等講習会（奈良県公安委員会）
 - ③ 不当要求防止責任者講習（公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター）

8 その他の遵守事項

- (1) 提出した書類等に変更が生じた場合は、速やかに変更を届け出ること。
- (2) 業務の実施にあたり、奈良市の事業を受注していることを深く認識し、市民等に対して親切丁寧を旨として対応すること。なお、迷惑、不快となるような言動は絶対に行わないこと。
- (3) 業務の実施にあたり、市民等から金品等を受け取らないこと。
- (4) 収集後の家庭系ごみ排出場所周辺の清潔保持に留意すること。
- (5) 取り残しごみ等が判明した場合には、別紙「奈良市家庭系ごみ収集運搬業務作業手順書」に従い、速やかに対応すること。
- (6) 荒天、風雪、災害等その他特別な事由による収集困難時においては、発注者からの指示に従うものとする。

- (7) 発注者が実施する排出量調査、家庭系ごみ排出場所の実態調査、その他調査等について協力すること。
- (8) 業務の実施にあたり、自らが受注する他の業務との区別を明確にし、本業務により収集した家庭系ごみ等と他の業務により収集したごみ等を混載しないこと。
- (9) 業務上知りえた個人情報の漏洩及び目的外使用を禁ずる。
- (10) 業務終了時は、発注者が提供した資料類を返却するとともに、翌年度以降の当該業務受注者が業務を円滑に実施できるように引継ぎに協力すること。
- (11) 排出されている家庭系ごみについては、売却など当該業務以外の目的でそれらを持ち去ってはならない。
- (12) 受注者は、業務期間中、発注者の指導・指示に従うものとする。
- (13) 発注者は、受注者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し、業務の改善を受注者に求めることができる。
- (14) 業務の履行中に受注者の責に帰すべき理由により、発注者及び第三者に損害を与えたときは、受注者は、その損害賠償の責任を負う。
- (15) 受注者は、市民等から収集業務に関する苦情を受けたときは、受注者が誠意を持って対応すること。また、苦情対応報告書（契約一様式第14号）により速やかに発注者に報告すること。
- (16) 業務の実施にあたり、夏季等の気温・湿度が高い環境では、熱中症のリスクが高まることから、適宜、水分補給等の熱中症対策を講じること。
- (17) 受注者は、業務を適正に執行するため、新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大防止に向けて適切に対応すること。

9 提出書類

- (1) 業務従事者名簿（契約－様式第 1 号）
- (2) 事務所平面図・見取図（契約－様式第 2 号）
- (3) 緊急連絡先一覧（契約－様式第 3 号）
- (4) 作業服通知書（契約－様式第 4 号）
- (5) 作業車調書（契約－様式第 5 号）
- (6) 火災発生報告書（契約－様式第 6 号）
- (7) 予備車使用通知書（契約－様式第 7 号）
- (8) 車両保管場所及び洗車場平面図・見取図（契約－様式第 8 号）
- (9) 運転日報（契約－様式第 9 号）
- (10) 事故報告書＜速報版＞（契約－様式第 1 0 号）
- (11) 事故報告書＜最終報告版＞（契約－様式第 1 1 号）
- (12) 労働災害発生報告書（契約－様式第 1 2 号）
- (13) 収集月報（契約－様式第 1 3 号）
- (14) 苦情対応報告書（契約－様式第 1 4 号）

10 協議

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙

奈良市家庭系ごみ収集運搬業務委託区域（世帯数、人口は令和6年4月1日時点）

E 区域

住 所	世帯数	人 口	備 考
二名三丁目	348	935	
二名四丁目	198	463	
二名五丁目	29	63	
二名六丁目	5	16	
三松一丁目	433	1,056	
三松二丁目	420	912	
三松三丁目	181	396	
三松四丁目	146	437	
三松ヶ丘	278	617	
富雄川西一丁目	473	1,121	
富雄川西二丁目	296	816	
二名七丁目	0	0	
E 区域 小計	2,807	4,895	

F 区域

住 所	世帯数	人 口	備 考
三碓町	350	1,026	
富雄元町三丁目	130	222	
富雄元町四丁目	270	596	
鳥見町一丁目	285	619	
鳥見町二丁目	330	787	
鳥見町三丁目	527	1,298	
鳥見町四丁目	923	1,456	
帝塚山七丁目	0	0	
F 区域 小計	2,815	6,004	

G 区域

住 所	世帯数	人 口	備 考
帝塚山一丁目	579	1,270	
帝塚山二丁目	397	825	
帝塚山三丁目	262	546	
帝塚山四丁目	168	370	
帝塚山五丁目	128	260	
帝塚山六丁目	406	725	
帝塚山西二丁目	5	12	
帝塚山南一丁目	135	296	
帝塚山南四丁目	207	464	
帝塚山南五丁目	186	400	
三碓五丁目	349	1,007	
三碓六丁目	179	439	
G 区域 小計	3,001	6,614	

H 区域

住 所	世帯数	人 口	備 考
中町	1,039	2,540	一部除く
丸山一丁目	234	494	
丸山二丁目	287	633	
富雄泉ヶ丘	296	656	
石木町	191	456	
大和田町	144	297	
帝塚山西一丁目	193	613	
帝塚山南二丁目	228	480	
帝塚山南三丁目	179	420	
帝塚山中町	170	412	
H 区域 小計	2,961	7,001	

	世帯数	人口
委託地域 合計	11,584	24,514
奈良市(R6.4/1)	167,787	348,285

※本件、家庭系ごみ収集運搬委託その1(2回目)

別紙

作業車の表示の規格について

- (1) 表示方法は、ペンキ等の吹き付けによること。着脱可能なマグネットシート等の使用は認めない。
- (2) 表示する文字の書体は「角ゴシック」体で横書きしたものとする。
- (3) 文字の色は、黒色とする。
- (4) 文字の表示位置及び大きさは、次のとおりとする。

車体側面（両側）

「法人名」「奈良市委託収集運搬業者」「号車」

…1文字サイズ縦10cm×横10cm以上

後扉

「法人名」「奈良市委託収集運搬業者」「号車」

…1文字サイズ縦7.5cm×横7.5cm以上

(参考) イメージ図

